

お済みになりましたか 軽自動車などの廃車や 名義変更は4月1日までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。4月1日までに廃車された方は平成24年度の軽自動車税は課税されません。

軽自動車などを売ったり、譲ったり、廃棄された方は必ず所定の手続きをしてください。また、転出や転入をした方も早めに住所変更手続きを済ませてください。

軽自動車についての各種手続きは、販売店または下記窓口へお願いします。

▼原動機付自転車（125cc以下）

小型特殊自動車

周防大島町役場 各総合支所・出張所

▼軽自動車2輪（125超～250cc以下）

山口県軽自動車協会

☎ 083 (922) 8877

▼2輪の小型自動車（250cc超）

山口運輸支局 ☎ 050 (5540) 2073

▼4輪軽自動車

山口県軽自動車検査協会

☎ 083 (924) 0542

◆問い合わせ

税務課 ☎ 0820 (74) 1008

家畜飼養者の皆さまへ 家畜伝染病予防法が改正されました

宮崎県における口蹄疫や全国各地での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、家畜伝染病予防法の改正により、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のため、下記の家畜や家禽飼養者は、毎年1回、飼養頭羽数および飼養衛生管理の状況について報告しなければなりません。

《対象家畜》牛、水牛、馬、鹿、羊、山羊、豚、いのしし（1頭以上）

《対象家禽》鶏、うずら、あひる、きじ、駝鳥、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも（1羽以上）

なお、小規模飼養者は家畜の種類と頭羽数のみの報告となります。小規模飼養者とは、

（牛・水牛・馬 — 1頭
鹿・羊・山羊・豚・いのしし — 5頭以下
鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥、七面鳥 — 99羽以下
だちょう — 9羽以下

◆報告期限 3月9日(金)まで

◆提出場所 農林課または各総合支所、出張所

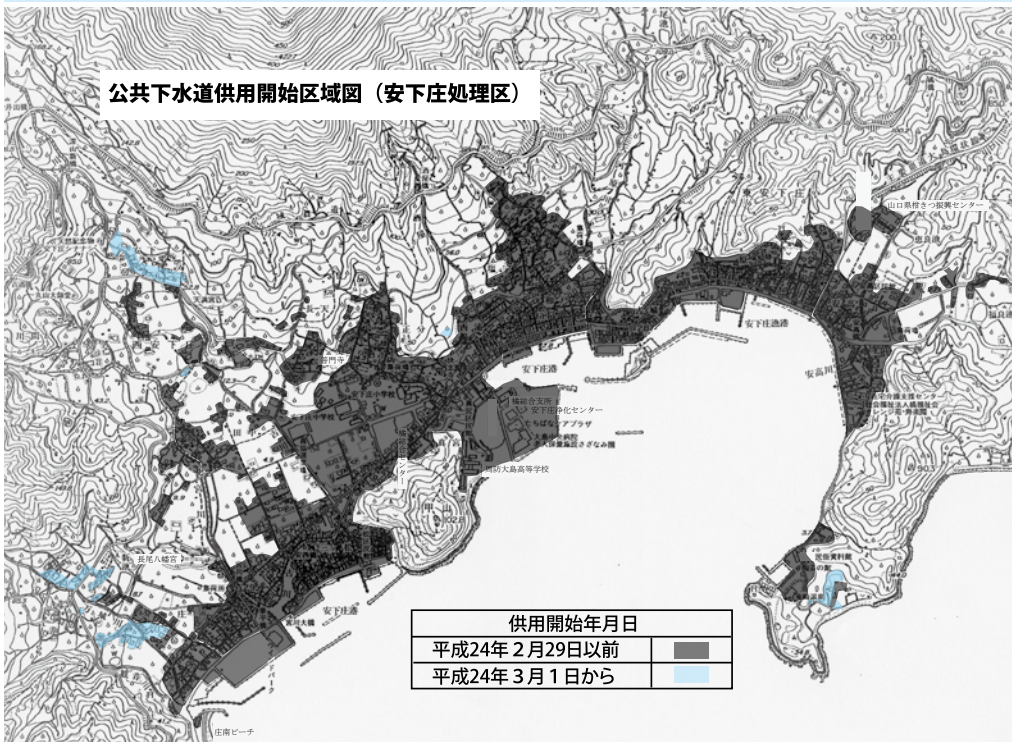
※報告書類につきましては、農林課までお問い合わせください。

◆問い合わせ

農林課 農林振興班 ☎ 0820 (79) 1002

東部家畜保健衛生所 ☎ 0820 (22) 2416

公共下水道の供用開始区域が拡大されます — 安下庄地区 —



安下庄地区公共下水道では、3月1日からさらに使用できる区域が拡大されます。（使用できる区域は、図のとおりです。）供用開始区域図の縦覧を、上下水道課および橋総合支所の窓口で、2月16日から2週間行います。

なお、供用開始から3年以内に水洗便所に改造されると、資金の融資を受けることができます。また、快適な生活と環境保全のために、早めに下水道への接続をお願いします。

■問い合わせ 上下水道課 ☎ 0820 (79) 1011